

議員提出議案第 1 号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 25 日

木 村 和 久	坂 野 経三郎
森 雅 幹	福 浜 隆 宏
西 川 憲 雄	野 坂 道 明
中 島 規 夫	島 谷 龍 司
浜 田 一 哉	松 田 正
藤 井 一 博	川 部 洋
濱 辺 義 孝	興 治 英 夫
伊 藤 保	福 間 裕 隆
浜 田 妙 子	長谷川 稔
内 田 隆 嗣	福 田 俊 史
安 田 優 子	上 村 忠 史
山 口 享	稲 田 寿 久
内 田 博 長	浜 崎 晋 一
前 田 八 壽 彦	広 谷 直 樹
横 山 隆 義	澤 紀 男
銀 杏 泰 利	藤 縄 喜 和

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>951,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>830,000円</u></p> <p>(3) 議員(前2号に掲げる者を除く。) 月額<u>774,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>941,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>821,000円</u></p> <p>(3) 議員(前2号に掲げる者を除く。) 月額<u>766,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支</p>

給する場合においては100分の132.5、12月に支給する場合においては100分の136.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の134を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

（鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議員報酬の額の特例）</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける議員報酬の月額、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>951,000円</u> × (1 - 0.07) = 884,430円</p> <p>(2) 副議長 <u>830,000円</u> × (1 - 0.06) = 780,200円</p> <p>(3) 議員 <u>774,000円</u> × (1 - 0.05) = 735,300円</p>	<p>（議員報酬の額の特例）</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける議員報酬の月額、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>941,000円</u> × (1 - 0.07) = 875,130円</p> <p>(2) 副議長 <u>821,000円</u> × (1 - 0.06) = 771,740円</p> <p>(3) 議員 <u>766,000円</u> × (1 - 0.05) = 727,700円</p>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）第2条の規定及び第3条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（以下「改正後特例条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後条例及び改正後特例条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第3条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例及び改正後特例条例の規定による給与の内払とみなす。